

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 18 日（金）第2804号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（5件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）（社会福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 6
- 計量器の定期検査の実施（商工政策課取扱い） 7
- 養殖共済に係る一定の水域の設定（水産振興課取扱い） 8
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 15
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 15
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 16
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 16
- 県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農地整備課取扱い） 16
- 海岸保全区域の指定の廃止（農地整備課取扱い） 16
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 17
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 17

公 告

- 平成24年度毒物劇物取扱者試験公告（薬務課取扱い） 18
- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 19
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 20
- 平成24年度家畜商講習会開催公告（畜産課取扱い） 21
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 22
- 落札者等の公告（4件）（県立武岡台養護学校取扱い） 22
- （県立指宿養護学校取扱い） 23
- （県立出水養護学校取扱い） 23
- （県立牧之原養護学校取扱い） 24

公 安 委 員 会 告 示

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づく指定試験機関への試験事務の委託（生活環境課取扱い） 24

正 誤

- 鹿児島県公報第2788号（平成24年3月23日付け）の一部訂正（※）（教職員課取扱い） 25
- 鹿児島県公報第2801号（平成24年5月8日付け）の一部訂正（選挙管理委員会取扱い） 25

告 示

鹿児島県告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町上手字前迫3541番 2, 3541番 3, 3543番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市下祓川町1881番 7, 1909番 2, 1909番 3, 1910番 1, 祓川町4537番, 4547番 1, 4548番 1, 4548番 2, 4548番 4, 4554番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市百次町字六反405番 5, 405番 6, 407番 2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年5月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市祁答院町下手字菊地田6401番2，6403番4，6467番2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年5月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

伊佐市菱刈下手字比良田3246番（次の図に示す部分に限る。），字上之村3402番，3403番，3407番1（次の図に示す部分に限る。），3407番2，3408番1（次の図に示す部分に限る。），3411番2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字蘇刈字屋ノ畑187番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市財部町南俣字上千法寺10581番2，10585番，10586番，字樋ノ口10685番1から10685番6まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市財部町北俣字野段原4320番1から4320番7まで，財部町下財部字堀内3303番17，財部町南俣字佐渡り4570番3，4575番1，4575番3，4576番2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

志布志市志布志町田之浦字道中1761番2, 1762番3, 1762番4, 1762番6, 1762番7, 1776番, 1776番4, 1776番5, 字二本松1780番, 1787番2, 1789番1から1789番3まで, 1790番2, 1790番3, 1791番, 1794番1, 1797番2, 1797番4, 1797番5, 1798番1, 1799番2, 1800番1, 1800番2, 1800番4, 1800番5, 1801番1, 1801番7, 1802番1, 1802番2, 1803番, 1806番3, 1808番3, 1811番イ, 1811番ロ, 1812番イ, 1812番イ乙, 1813番3, 1813番7, 1813番17, 1816番6, 1816番8, 1818番2, 字菅谷1826番1, 1828番1, 1828番2, 1835番1, 1835番4, 1836番1, 1836番3, 1837番3, 1841番1, 1843番1, 1843番3, 1843番10, 1843番11, 1846番, 1847番, 1848番2, 1848番3, 1849番4, 1852番1から1852番4まで, 1852番6から1852番8まで, 1853番3, 1853番5, 1861番1, 1861番7, 1865番, 字黒葛1866番1, 1866番3から1866番5まで, 1868番51, 1868番52, 1868番56, 1868番87

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
垂水温泉病院	垂水市田神3536番地1	平成24年3月31日
浜崎病院	霧島市隼人町東郷90	平成24年3月31日
でぐち耳鼻咽喉科	始良市平松2878番地15	平成24年3月31日
上村耳鼻咽喉科医院	薩摩川内市若葉町3番16号	平成24年3月31日
宮内クリニック	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年3月31日

鹿児島県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年5月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
垂水温泉病院	垂水市田神3536番地1	平成24年3月31日

鹿児島県告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年5月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		所 在 地	廃止年月日
名 称			
指定認知症対応型共同生活介護し びの里事業所	薩摩郡さつま町紫尾2140-1	平成24年3月31日	
でぐち耳鼻咽喉科	姶良市平松2878番地15	平成24年3月31日	
宮内クリニック	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年3月31日	

鹿児島県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年5月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサービスで て訪問介護事業 所	奄美市笠利町大 字宇宿2127番地 2	株式会社ケアサ ービスでて	奄美市笠利町大 字屋仁1番地	手島 秀人	平成24年 5月1日	訪問介護
ショートステイ まつなの里	霧島市隼人町松 永1152番地6	社会福祉法人豊 生会	霧島市隼人町松 永895番地3	熊丸日出生	平成24年 5月1日	短期入所 生活介護

鹿児島県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年5月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサービスで て訪問介護事業 所	奄美市笠利町大 字宇宿2127番地 2	株式会社ケアサ ービスでて	奄美市笠利町大 字屋仁1番地	手島 秀人	平成24年 5月1日	介護予防 訪問介護
ショートステイ まつなの里	霧島市隼人町松 永1152番地6	社会福祉法人豊 生会	霧島市隼人町松 永895番地3	熊丸日出生	平成24年 5月1日	介護予防 短期入所

鹿児島県告示第642号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成24年 6 月 25 日	10 : 30 ~ 11 : 00	南さつま市	今村公民館
平成24年 6 月 25 日	12 : 30 ~ 14 : 30	南さつま市	坊津漁船員総合センター
平成24年 6 月 26 日	10 : 30 ~ 12 : 00	南さつま市	南さつま市坊津公民館
平成24年 6 月 27 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	金峰文化センター
平成24年 6 月 28 日	10 : 30 ~ 12 : 00	南さつま市	並木コミュニティハウス
平成24年 6 月 28 日	13 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	野間池公民館
平成24年 6 月 29 日	10 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	笠沙自然休養村管理センター
平成24年 7 月 2 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成24年 7 月 3 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成24年 7 月 4 日	10 : 30 ~ 12 : 00	南さつま市	津貫公民館
平成24年 7 月 4 日	13 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成24年 7 月 5 日	10 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	南さつま市大浦公民館
平成24年 7 月 6 日	10 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	小松原公民館
平成24年 7 月 9 日	13 : 00 ~ 16 : 30	錦江町	錦江町役場田代支所
平成24年 7 月 10 日	9 : 00 ~ 14 : 00	錦江町	錦江町役場
平成24年 7 月 17 日	13 : 30 ~ 14 : 30	南大隅町	大泊公民館
平成24年 7 月 17 日	16 : 00 ~ 16 : 30	南大隅町	南大隅町立辺塚小学校
平成24年 7 月 18 日	9 : 30 ~ 10 : 30	南大隅町	南大隅町立郡小学校
平成24年 7 月 18 日	11 : 30 ~ 16 : 00	南大隅町	南大隅町役場佐多支所
平成24年 7 月 19 日	9 : 00 ~ 16 : 30	南大隅町	鹿児島きもつき農協根占地区事業本部
平成24年 7 月 20 日	9 : 30 ~ 10 : 30	南大隅町	南大隅町林業研修館
平成24年 7 月 23 日	13 : 00 ~ 16 : 30	肝付町	肝付町コミュニティセンター
平成24年 7 月 24 日	9 : 00 ~ 10 : 00	肝付町	肝付町役場岸良出張所
平成24年 7 月 24 日	11 : 00 ~ 14 : 00	肝付町	肝付町内之浦銀河アリーナ
平成24年 7 月 25 日	13 : 00 ~ 16 : 00	東串良町	町農村環境改善センター
平成24年 7 月 26 日	9 : 00 ~ 14 : 00	東串良町	東串良町総合センター
平成24年 7 月 26 日	15 : 30 ~ 16 : 30	大崎町	野方農村環境改善センター
平成24年 7 月 27 日	9 : 00 ~ 12 : 00	大崎町	大崎町中央公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成24年6月25日から平成25年2月28日までとする。

鹿児島県告示第643号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、同法第114条第3号に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 小割り式3年魚ふぐ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
長島町御所浦加入区	鹿特区魚第1号及び第2号漁業権の漁場の区域
長島町獅子島加入区	鹿特区魚第3号, 第4号, 第5号, 第6号及び第7号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦白瀬加入区	鹿特区魚第9号漁業権の漁場の区域
長島町薄井乳ノ瀬戸口加入区	鹿特区魚第10号漁業権の漁場の区域
長島町三船加入区	鹿特区魚第11号及び第12号漁業権の漁場の区域
長島町浦底辰の鼻福ノ浦大平加入区	鹿特区魚第13号及び第14号漁業権の漁場の区域
長島町葛輪黒崎浦加入区	鹿特区魚第8号, 第15号及び第16号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦本浦加入区	鹿特区魚第17号, 第18号, 第20号及び第105号漁業権の漁場の区域
長島町伊唐島加入区	鹿特区魚第21号, 第22号及び第23号漁業権の漁場の区域
長島町薄井加入区	鹿特区魚第24号, 第25号及び第26号漁業権の漁場の区域
長島町宮之浦加入区	鹿特区魚第27号, 第28号及び第29号漁業権の漁場の区域
長島町川床加入区	鹿特区魚第30号漁業権の漁場の区域
長島町加世堂加入区	鹿特区魚第31号漁業権の漁場の区域
長島町田尻西大崎加入区	鹿特区魚第109号漁業権の漁場の区域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号, 第33号, 第34号, 第35号, 第36号, 第37号, 第38号及び第39号漁業権の漁場の区域
阿久根市脇本鶴ノ瀬加入区	鹿特区魚第40号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町小川原加入区	鹿特区魚第41号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町西崎加入区	鹿特区魚第42号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市上甕町中甕倉妻加入区	鹿特区魚第43号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市上甕町平良加入区	鹿特区魚第46号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町藺牟田加入区	鹿特区魚第47号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町小牟田加入区	鹿特区魚第48号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦崎ノ山小池加入区	鹿特区魚第49号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町秋目沖秋目島加入区	鹿特区魚第52号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第53号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第55号漁業権の漁場の区域
南九州市知覧町聖ヶ浦加入区	鹿特区魚第56号漁業権の漁場の区域

指宿市山川成川崎辺田加入区	鹿特区魚第57号漁業権の漁場の区域
指宿市大渡加入区	鹿特区魚第58号漁業権の漁場の区域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第103号漁業権の漁場の区域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第104号漁業権の漁場の区域
鹿児島市竜ヶ水第1加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点ア，点イ，点ウ，点カ及び点アを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点1 鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上，基点1から南へ直線で580メートルの点 点ア 基点1から真方位137度70メートルの点 点イ 基点1から真方位137度425メートルの点 点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点 点カ 基点2から真方位133度70メートルの点
鹿児島市竜ヶ水第2加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カ，点ウ，点ウから点エへ直線で316.8メートルの点，点カから点オへ直線で316.8メートルの点及び点カを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上，鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識から南へ直線で580メートルの点 基点3 竜ヶ水の海岸堤防上，基点2から南へ直線で913メートルの点 点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点 点エ 基点3から真方位124度400メートルの点 点オ 基点3から真方位124度70メートルの点 点カ 基点2から真方位133度70メートルの点
鹿児島市竜ヶ水第3加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カから点オへ直線で316.8メートルの点，点ウから点エへ直線で316.8メートルの点，点エ，点オ及び点カから点オへ直線で316.8メートルの点を順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上，鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識から南へ直線で580メートルの点 基点3 竜ヶ水の海岸堤防上，基点2から南へ直線で913メートルの点 点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点 点エ 基点3から真方位124度400メートルの点 点オ 基点3から真方位124度70メートルの点 点カ 基点2から真方位133度70メートルの点
始良町白浜加入区	鹿特区魚第62号漁業権の漁場の区域
霧島市弁天島沖小島加入区	鹿特区魚第63号漁業権の漁場の区域
霧島市福山町小廻福山浦加入区	鹿特区魚第64号及び第65号漁業権の漁場の区域

垂水市牛根境上ノ村居世神加入区	鹿特区魚第66号, 第67号, 第68号及び第69号漁業権の漁場の区域
鹿児島市黒神町宇土湾北加入区	鹿特区魚第71号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第72号漁業権の漁場の区域
鹿児島市野尻町加入区	鹿特区魚第108号漁業権の漁場の区域
鹿児島市東桜島町伊敷窪加入区	鹿特区魚第74号漁業権の漁場の区域
鹿児島市持木・東桜島加入区	鹿特区魚第75号漁業権の漁場の区域
鹿児島市有村町大正湾加入区	鹿特区魚第76号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第77号, 第78号, 第79号, 第80号, 第81号, 第82号及び第83号漁業権の漁場の区域
垂水加入区	鹿特区魚第86号, 第87号, 第88号, 第110号, 第111号及び第112号漁業権の漁場の区域
鹿屋市船間加入区	鹿特区魚第89号漁業権の漁場の区域
錦江町皆倉南部加入区	鹿特区魚第90号漁業権の漁場の区域
錦江町城ヶ崎加入区	鹿特区魚第91号漁業権の漁場の区域
南大隅町根占川南瀬脇加入区	鹿特区魚第92号, 第94号, 第106号及び第107号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多馬籠浮津加入区	鹿特区魚第95号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多郡間泊加入区	鹿特区魚第96号漁業権の漁場の区域
肝付町白木加入区	鹿特区魚第97号漁業権の漁場の区域
肝付町台場下加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
肝付町小白木加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
肝付町仮屋加入区	鹿特区魚第100号漁業権の漁場の区域
中種子町坂井熊野加入区	熊特区魚第1号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天加入区	大特区魚第8号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈湾クビリ加入区	大特区魚第9号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ, ナガサキ加入区	大特区魚第10号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町佐栄崎加入区	大特区魚第11号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾池ン間加入区	大特区魚第13号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町阿室釜加入区	大特区魚第14号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦マチャン鼻加入区	大特区魚第15号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町白浜小宮加入区	大特区魚第17号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津崎加入区	大特区魚第18号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津基地前加入区	大特区魚第20号漁業権の漁場の区域

2 小割り式3年魚すずき養殖業

加入区 の 名 称	水 域
長島町御所浦加入区	鹿特区魚第1号及び第2号漁業権の漁場の区域
長島町獅子島加入区	鹿特区魚第3号, 第4号, 第5号, 第6号及び第7号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦白瀬加入区	鹿特区魚第9号漁業権の漁場の区域
長島町薄井乳ノ瀬戸口加入区	鹿特区魚第10号漁業権の漁場の区域
長島町三船加入区	鹿特区魚第11号及び第12号漁業権の漁場の区域
長島町浦底辰の鼻福ノ浦大平加入区	鹿特区魚第13号及び第14号漁業権の漁場の区域
長島町葛輪黒崎浦加入区	鹿特区魚第8号, 第15号及び第16号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦本浦加入区	鹿特区魚第17号, 第18号, 第20号及び第105号漁業権の漁場の区域
長島町伊唐島加入区	鹿特区魚第21号, 第22号及び第23号漁業権の漁場の区域
長島町薄井加入区	鹿特区魚第24号, 第25号及び第26号漁業権の漁場の区域

	場の区域
長島町宮之浦加入区	鹿特区魚第27号, 第28号及び第29号漁業権の漁場の区域
長島町川床加入区	鹿特区魚第30号漁業権の漁場の区域
長島町加世堂加入区	鹿特区魚第31号漁業権の漁場の区域
長島町田尻西大崎加入区	鹿特区魚第109号漁業権の漁場の区域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号, 第33号, 第34号, 第35号, 第36号, 第37号, 第38号及び第39号漁業権の漁場の区域
阿久根市脇本鵜ノ瀬加入区	鹿特区魚第40号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町小川原加入区	鹿特区魚第41号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町西崎加入区	鹿特区魚第42号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市上甑町中甑倉妻加入区	鹿特区魚第43号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市上甑町平良加入区	鹿特区魚第46号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町藺牟田加入区	鹿特区魚第47号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町小牟田加入区	鹿特区魚第48号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦崎ノ山小池加入区	鹿特区魚第49号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町秋目沖秋目島加入区	鹿特区魚第52号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第53号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第55号漁業権の漁場の区域
南九州市知覧町聖ヶ浦加入区	鹿特区魚第56号漁業権の漁場の区域
指宿市山川成川崎辺田加入区	鹿特区魚第57号漁業権の漁場の区域
指宿市大渡加入区	鹿特区魚第58号漁業権の漁場の区域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第103号漁業権の漁場の区域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第104号漁業権の漁場の区域
鹿児島市竜ヶ水第1加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点ア, 点イ, 点ウ, 点カ及び点アを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点1 鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上, 基点1から南へ直線で580メートルの点 点ア 基点1から真方位137度70メートルの点 点イ 基点1から真方位137度425メートルの点 点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点 点カ 基点2から真方位133度70メートルの点
鹿児島市竜ヶ水第2加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カ, 点ウ, 点ウから点エへ直線で316.8メートルの点, 点カから点オへ直線で316.8メートルの点及び点カを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上, 鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識から南へ直線で580メートルの点 基点3 竜ヶ水の海岸堤防上, 基点2から南へ

	<p>直線で913メートルの点</p> <p>点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点</p> <p>点エ 基点3から真方位124度400メートルの点</p> <p>点オ 基点3から真方位124度70メートルの点</p> <p>点カ 基点2から真方位133度70メートルの点</p>
鹿児島市竜ヶ水第3加入区	<p>鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カから点オへ直線で316.8メートルの点, 点ウから点エへ直線で316.8メートルの点, 点エ, 点オ及び点カから点オへ直線で316.8メートルの点を順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点2 竜ヶ水の海岸堤防上, 鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識から南へ直線で580メートルの点</p> <p>基点3 竜ヶ水の海岸堤防上, 基点2から南へ直線で913メートルの点</p> <p>点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点</p> <p>点エ 基点3から真方位124度400メートルの点</p> <p>点オ 基点3から真方位124度70メートルの点</p> <p>点カ 基点2から真方位133度70メートルの点</p>
始良町白浜加入区	鹿特区魚第62号漁業権の漁場の区域
霧島市弁天島沖小島加入区	鹿特区魚第63号漁業権の漁場の区域
霧島市福山町小廻福山浦加入区	鹿特区魚第64号及び第65号漁業権の漁場の区域
垂水市牛根境上ノ村居世神加入区	鹿特区魚第66号, 第67号, 第68号及び第69号漁業権の漁場の区域
鹿児島市黒神町宇土湾北加入区	鹿特区魚第71号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第72号漁業権の漁場の区域
鹿児島市野尻町加入区	鹿特区魚第108号漁業権の漁場の区域
鹿児島市東桜島町伊敷窪加入区	鹿特区魚第74号漁業権の漁場の区域
鹿児島市持木・東桜島加入区	鹿特区魚第75号漁業権の漁場の区域
鹿児島市有村町大正湾加入区	鹿特区魚第76号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第77号, 第78号, 第79号, 第80号, 第81号, 第82号及び第83号漁業権の漁場の区域
垂水加入区	鹿特区魚第86号, 第87号, 第88号, 第110号, 第111号及び第112号漁業権の漁場の区域
鹿屋市船間加入区	鹿特区魚第89号漁業権の漁場の区域
錦江町皆倉南部加入区	鹿特区魚第90号漁業権の漁場の区域
錦江町城ヶ崎加入区	鹿特区魚第91号漁業権の漁場の区域
南大隅町根占川南瀬脇加入区	鹿特区魚第92号, 第94号, 第106号及び第107号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多馬籠浮津加入区	鹿特区魚第95号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多郡間泊加入区	鹿特区魚第96号漁業権の漁場の区域
肝付町白木加入区	鹿特区魚第97号漁業権の漁場の区域
肝付町台場下加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
肝付町小白木加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
肝付町仮屋加入区	鹿特区魚第100号漁業権の漁場の区域
中種子町坂井熊野加入区	熊特区魚第1号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天加入区	大特区魚第8号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈湾クビリ加入区	大特区魚第9号漁業権の漁場の区域

瀬戸内町久慈オフケ, ナガサキ加入区	大特区魚第10号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町佐栄崎加入区	大特区魚第11号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾池ン間加入区	大特区魚第13号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町阿室釜加入区	大特区魚第14号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦マチャン鼻加入区	大特区魚第15号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町白浜小宮加入区	大特区魚第17号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津崎加入区	大特区魚第18号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津基地前加入区	大特区魚第20号漁業権の漁場の区域

3 小割り式3年魚しまあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
長島町御所浦加入区	鹿特区魚第1号及び第2号漁業権の漁場の区域
長島町獅子島加入区	鹿特区魚第3号, 第4号, 第5号, 第6号及び第7号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦白瀬加入区	鹿特区魚第9号漁業権の漁場の区域
長島町薄井乳ノ瀬戸口加入区	鹿特区魚第10号漁業権の漁場の区域
長島町三船加入区	鹿特区魚第11号及び第12号漁業権の漁場の区域
長島町浦底辰の鼻福ノ浦大平加入区	鹿特区魚第13号及び第14号漁業権の漁場の区域
長島町葛輪黒崎浦加入区	鹿特区魚第8号, 第15号及び第16号漁業権の漁場の区域
長島町諸浦本浦加入区	鹿特区魚第17号, 第18号, 第20号及び第105号漁業権の漁場の区域
長島町伊唐島加入区	鹿特区魚第21号, 第22号及び第23号漁業権の漁場の区域
長島町薄井加入区	鹿特区魚第24号, 第25号及び第26号漁業権の漁場の区域
長島町宮之浦加入区	鹿特区魚第27号, 第28号及び第29号漁業権の漁場の区域
長島町川床加入区	鹿特区魚第30号漁業権の漁場の区域
長島町加世堂加入区	鹿特区魚第31号漁業権の漁場の区域
長島町田尻西大崎加入区	鹿特区魚第109号漁業権の漁場の区域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号, 第33号, 第34号, 第35号, 第36号, 第37号, 第38号及び第39号漁業権の漁場の区域
阿久根市脇本鶴ノ瀬加入区	鹿特区魚第40号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町小川原加入区	鹿特区魚第41号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市里町西崎加入区	鹿特区魚第42号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市上甑町中甑倉妻加入区	鹿特区魚第43号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市上甑町平良加入区	鹿特区魚第46号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町藺牟田加入区	鹿特区魚第47号漁業権の漁場の区域
薩摩川内市鹿島町小牟田加入区	鹿特区魚第48号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦崎ノ山小池加入区	鹿特区魚第49号漁業権の漁場の区域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町秋目沖秋目島加入区	鹿特区魚第52号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第53号漁業権の漁場の区域
南さつま市丸木崎加入区	鹿特区魚第54号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町泊峰ヶ崎加入区	鹿特区魚第55号漁業権の漁場の区域
南九州市知覧町聖ヶ浦加入区	鹿特区魚第56号漁業権の漁場の区域
指宿市山川成川崎辺田加入区	鹿特区魚第57号漁業権の漁場の区域
指宿市大渡加入区	鹿特区魚第58号漁業権の漁場の区域

指宿市知林島加入区	鹿特区魚第103号漁業権の漁場の区域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第104号漁業権の漁場の区域
鹿児島市竜ヶ水第1加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点ア，点イ，点ウ，点カ及び点アを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点1 鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上，基点1から南へ直線で580メートルの点 点ア 基点1から真方位137度70メートルの点 点イ 基点1から真方位137度425メートルの点 点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点 点カ 基点2から真方位133度70メートルの点
鹿児島市竜ヶ水第2加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カ，点ウ，点ウから点エへ直線で316.8メートルの点，点カから点オへ直線で316.8メートルの点及び点カを順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上，鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識から南へ直線で580メートルの点 基点3 竜ヶ水の海岸堤防上，基点2から南へ直線で913メートルの点 点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点 点エ 基点3から真方位124度400メートルの点 点オ 基点3から真方位124度70メートルの点 点カ 基点2から真方位133度70メートルの点
鹿児島市竜ヶ水第3加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域のうち点カから点オへ直線で316.8メートルの点，点ウから点エへ直線で316.8メートルの点，点エ，点オ及び点カから点オへ直線で316.8メートルの点を順次直線で結んだ線によって囲まれた漁場の区域 基点及び点の位置 基点2 竜ヶ水の海岸堤防上，鹿児島市竜ヶ水の舞田と富高の旧真珠作業場の境界基点標識から南へ直線で580メートルの点 基点3 竜ヶ水の海岸堤防上，基点2から南へ直線で913メートルの点 点ウ 基点2から真方位133度400メートルの点 点エ 基点3から真方位124度400メートルの点 点オ 基点3から真方位124度70メートルの点 点カ 基点2から真方位133度70メートルの点
始良町白浜加入区	鹿特区魚第62号漁業権の漁場の区域
霧島市弁天島沖小島加入区	鹿特区魚第63号漁業権の漁場の区域
霧島市福山町小廻福山浦加入区	鹿特区魚第64号及び第65号漁業権の漁場の区域
垂水市牛根境上ノ村居世神加入区	鹿特区魚第66号，第67号，第68号及び第69号漁業権の漁場の区域

鹿児島市黒神町宇土湾北加入区	鹿特区魚第71号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第72号漁業権の漁場の区域
鹿児島市野尻町加入区	鹿特区魚第108号漁業権の漁場の区域
鹿児島市東桜島町伊敷窪加入区	鹿特区魚第74号漁業権の漁場の区域
鹿児島市持木・東桜島加入区	鹿特区魚第75号漁業権の漁場の区域
鹿児島市有村町大正湾加入区	鹿特区魚第76号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第77号，第78号，第79号，第80号，第81号，第82号及び第83号漁業権の漁場の区域
垂水加入区	鹿特区魚第86号，第87号，第88号，第110号，第111号及び第112号漁業権の漁場の区域
鹿屋市船間加入区	鹿特区魚第89号漁業権の漁場の区域
錦江町皆倉南部加入区	鹿特区魚第90号漁業権の漁場の区域
錦江町城ヶ崎加入区	鹿特区魚第91号漁業権の漁場の区域
南大隅町根占川南瀬脇加入区	鹿特区魚第92号，第94号，第106号及び第107号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多馬籠浮津加入区	鹿特区魚第95号漁業権の漁場の区域
南大隅町佐多郡間泊加入区	鹿特区魚第96号漁業権の漁場の区域
肝付町白木加入区	鹿特区魚第97号漁業権の漁場の区域
肝付町台場下加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
肝付町小白木加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
肝付町仮屋加入区	鹿特区魚第100号漁業権の漁場の区域
中種子町坂井熊野加入区	熊特区魚第1号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天加入区	大特区魚第8号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈湾クビリ加入区	大特区魚第9号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ，ナガサキ加入区	大特区魚第10号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町佐栄崎加入区	大特区魚第11号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾池ノ間加入区	大特区魚第13号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町阿室釜加入区	大特区魚第14号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦マチャン鼻加入区	大特区魚第15号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町白浜小宮加入区	大特区魚第17号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津崎加入区	大特区魚第18号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久根津基地前加入区	大特区魚第20号漁業権の漁場の区域

鹿児島県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，屋久島土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 荒木 耕治 熊毛郡屋久島町宮之浦14番地
(任期 平成24年 3 月 31 日から平成27年 3 月 30 日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
理事 日高十七郎 熊毛郡屋久島町安房36番地

鹿児島県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により，平成24年 5 月 2 日付で屋久島土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，農用地保全及び暗きょ排水）財部南部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年 5 月 21 日から同年 6 月 15 日まで
- 3 縦覧場所
曾於市財部支所産業振興課

鹿児島県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）喜瀬浦地区の換地計画に係る換地処分を，平成24年 4 月 25 日に行った。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第648号

土地改良事業県営経営体育成基盤整備（農業用排水施設整備，農道整備，暗きょ排水及び客土）大根占地区の工事は，平成20年 3 月 28 日に完了した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第649号

土地改良事業県営ため池水質改善（農用地保全）清水地区の工事は，平成24年 3 月 27 日に完了した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第650号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）別府中央地区の工事は，平成24年 3 月 29 日に完了した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第651号

昭和36年 8 月 21 日鹿児島県告示第868号で東町長が管理する区域として指定した海岸保全区域のうち，次の区域の指定を海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項及び第5条第2項の規定により廃止する。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	起 点	終 点	陸 海 域 界	管 理 者
八代海沿岸	東町海岸 梅之木山 地区海岸	出水郡東 町大字川 床字合戦	出水郡東 町大字川 床字合戦	陸域界 起点から終点までの護岸石積 天端陸地側端から陸地の方へ3	東町長

		場3253番 地南西一 隅の地点	場3250番 地北東一 隅の地点	メートルの地点の各点を結ぶ区 域 海域界 No.1 起点から南東5度 距離30 メートルの点 No.2 起点から南東82度 距離 187メートルの点 No.3 終点から南東34度 距離35 メートルの点 起点終点及び上の各点を結ぶ 区域
--	--	------------------------	------------------------	---

鹿児島県告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 伊集院都市計画道路事業
(2) 名称 3・4・6号駅東口線
- 3 事業施行期間
平成22年12月24日から平成27年3月31日まで（変更前平成25年3月31日まで）
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

始良・伊佐地域振興局告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年 5 月 18 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882番地	独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882番地	福永 秀敏	平成24年4月1日	児童発達支援
クリエイティブサポートくじら	始良市加治木町木田1394番地32	社会福祉法人敬天会	始良市加治木町木田1395番地16	大友 良治	平成24年4月1日	放課後等デイサービス

公 告

平成24年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により，平成24年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の日時

(1) 試験の期日

平成24年 8 月 7 日 (火)

(2) 試験の時間

午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験 農業用品目毒物劇物取扱者試験 特定品目毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。）

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前 6 月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし，送付の方法により受験願書を提出する者で，鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては，鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の定額小為替証書を同封することができる。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）

上記以外の者

その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

平成24年6月11日（月）から同月22日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成24年6月22日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、90円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成24年9月7日（金）午前10時から午後5時15分までの間、鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年5月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年5月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年5月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ薩摩川内店・雑貨屋ブルドッグ薩摩川内店

薩摩川内市上川内町字古府下4184番地 外13筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

株式会社ファーム 代表取締役 野副治宣

福岡市中央区天神四丁目1番24号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

株式会社雑貨屋ブルドッグ 代表取締役社長 小楠昭彦

静岡県浜松市浜北区平口5228番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年12月27日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,902平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
A棟東側 75台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 A棟東側 12台
第2駐輪場 B棟北東側 13台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 A棟南側 78平方メートル
荷さばき施設2 B棟西側 13平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟内南側 24立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ニトリ
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
 - イ 株式会社雑貨屋ブルドッグ
 - (ア) 開店時刻 午前11時
 - (イ) 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成24年 4 月 26日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年5月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年5月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川内山形屋
薩摩川内市西向田町9番6号
- 2 変更事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 第1駐車場 本館敷地東側隔地 19台
 - 第2駐車場 本館敷地東側隔地 10台
 - 第3駐車場 本館敷地東側隔地 18台

- 第 4 駐車場 別館敷地南側 22台
- イ 変更後 第 1 駐車場 本館敷地東側隔地 19台
- 第 2 駐車場 本館敷地東側隔地 10台
- 第 3 駐車場 本館敷地東側隔地 16台
- 第 4 駐車場 本館敷地東側隔地 24台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- ア 変更前 別館敷地南側 18台
- イ 変更後 第 3 駐車場敷地北東側 18台

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 変更前 別館敷地東側 23立方メートル
- イ 変更後 第 3 駐車場敷地南西側 23立方メートル

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ア 変更前 第 1 駐車場 出入口 1 箇所 駐車場敷地東側
- 第 2 駐車場 出入口 1 箇所 駐車場敷地西側
- 第 3 駐車場 出入口 2 箇所 駐車場敷地東側及び北側
- 第 4 駐車場 出入口 1 箇所 駐車場敷地西側
- イ 変更後 第 1 駐車場 出入口 1 箇所 駐車場敷地東側
- 第 2 駐車場 出入口 1 箇所 駐車場敷地西側
- 第 3 駐車場 出入口 2 箇所 駐車場敷地東側及び北側
- 第 4 駐車場 出入口 1 箇所 駐車場敷地南側

3 変更年月日

- (1) 2 の(1), (2)及び(3) 平成24年12月31日
- (2) 2 の(4) 平成24年 8 月31日

4 届出年月日

平成24年 4 月18日

平成24年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により，平成24年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成24年 5 月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日	平成24年 7 月31日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで	鹿児島県市町村自治会館401号会議室 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)
第 2 日	平成24年 8 月 1 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	同上

2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項のほか，知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては，家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

- (1) 提出書類等
 - ア 受講申請書
 - イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）
 - ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し
- (2) 受講申請書等の提出先
鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 7 受講申請書の提出期限
平成24年 7 月 2 日（月）
- 8 受講申請書等の用紙の交付
受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。
なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他
講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3225）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南さつま市加世田内山田字穴ノ口90番1、91番1、95番、96番、97番、99番、100番、101番、102番1、102番2、103番1、104番1、105番1、97番地先里道、102番1地先水路及び102番2地先水路並びに字西尾前136番3、136番4、138番1、139番、140番、140番2、167番1、168番1、169番、170番、171番、173番1、183番3の一部、183番5の一部、191番2、192番1、193番、194番、195番、202番、203番、212番1の一部、212番4の一部、212番5の一部、136番3地先里道、170番地先里道及び191番2地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都港区港南五丁目1番30号
スターゼンミートプロセッサー株式会社
代表取締役 茂原馨

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県立武岡台養護学校長 古賀政文

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立武岡台養護学校
鹿児島市小野町2760番地 郵便番号 890-0022
- 3 落札を決定した日
平成24年 3 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) 鹿児島交通株式会社
鹿児島市山下町9番5号

- 5,544,000円(坂之上線), 6,510,000円(谷山線), 5,544,000円(桜ヶ丘線),
5,544,000円(天保山線)
- (2) 鹿児島中央観光バス株式会社
鹿児島市小山田町7276番地 9
6,300,000円(犬迫線)
- (3) 南九州観光バス有限会社
鹿児島市中山町1042番地 1
7,875,000円(吉田インター線)
- (4) 南国交通株式会社
鹿児島市中央町18番地 1
7,140,000円(丸岡線)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 2 月 10 日
-

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県立指宿養護学校長 酒匂康行

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス(鹿児島県立指宿養護学校通学バス運行業務) 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立指宿養護学校
指宿市十二町4193番地 2 郵便番号 891-0403
- 3 落札者を決定した日
平成24年 3 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南九州あづま交通
南九州市穎娃町牧之内2919番地
- 5 落札金額
44,940,000円(穎娃線・喜入線)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 2 月 10 日
-

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県立出水養護学校長 猿渡努

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス(鹿児島県立出水養護学校通学バス運行業務) 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立出水養護学校
出水市文化町966番地 郵便番号 899-0208
- 3 落札者を決定した日
平成24年 3 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
南国交通株式会社

鹿児島市中央町18番地 1

- 5 落札金額
9,135,000円 (1号車 長島線)
8,767,500円 (2号車 阿久根線)
9,030,000円 (3号車 菱刈線)
9,219,000円 (4号車 宮之城線)
11,235,000円 (5号車 湧水線)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 2 月 10 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県立牧之原養護学校長 福山憲治

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス (鹿児島県立牧之原養護学校通学バス運行業務) 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立牧之原養護学校
霧島市福山町福山6140番地 1 郵便番号 899-4501
- 3 落札を決定した日
平成24年 3 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
- (1) 有限会社高山三幸観光
肝属郡肝付町富山405番地 2
5,512,500円 (始良線)
- (2) 有限会社福留交通観光
曾於郡大崎町神領2175番地 1
3,937,500円 (大隅線)
- (3) 三州自動車株式会社
宮崎県都城市北原町 1 街区22号
5,019,000円 (末吉線), 12,127,500円 (志布志線)
- (4) さつま交通観光株式会社
霧島市横川町上ノ字崎山1865番地 1
8,221,500円 (横川線)
- (5) 南国交通株式会社
鹿児島市中央町18番地 1
8,694,000円 (溝辺線)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 2 月 10 日

公安委員会公告

鹿児島県公安委員会告示第56号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第 5 項の規定に基づき、平成24年 4 月 2 日付けで、同項に規定する試験事務を同項の指定試験機関に行わせることとしたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委

員会規則第 4 号) 第12条第 1 項の規定により公示する。

平成24年 5 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 試験事務の内容
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第 5 項に規定する試験の実施に関する事務の全部
- 2 指定試験機関の名称
一般財団法人保安通信協会
- 3 指定試験機関の住所
東京都墨田区太平四丁目 1 番 3 号
- 4 指定試験機関の代表者の氏名
吉野準

正 誤

平成24年 3 月 23 日付け鹿児島県公報第2788号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	13	訂正箇所	下から 17行目	誤	薩摩川内市	里小学校 里中学校 薩摩川内市立里学校給食センター
					伊佐市	山野西小学校
					肝属郡錦江町	大原小学校
				正	出水郡長島町	伊唐小学校 本浦小学校
					伊佐市	山野西小学校
					肝属郡錦江町	大原小学校
ページ	13	訂正箇所	下から 10行目	誤	薩摩川内市	里小学校 里中学校 薩摩川内市立里学校給食センター
					肝属郡錦江町	大原小学校
				正	出水郡長島町	伊唐小学校 本浦小学校
					肝属郡錦江町	大原小学校

平成24年 5 月 8 日付け鹿児島県公報第2801号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	9	訂正箇所	上から 20行目	誤	大坪みきや 後援会	大坪 幹也	大坪 真美	薩摩川内市東開聞 町10番23号コーポ 開聞302
				正	(削る。)			